

京都大学	博士 (法学)	氏名	岡本弘道
論文題目	承継人に対する既判力の作用 —物権的請求権を訴訟物とする場合を中心として—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、承継人に拡張される既判力の作用を対象に、主に物権的請求権に基づく給付請求についての確定判決を念頭に置いて、実体法との関係等の観点から、日本とドイツの学説を検討したものである。</p> <p>1. まず、ドイツ法については、第一に既判力の作用と実体法の規律の関係、第二に訴訟係属中の承継と既判力拡張の関係、第三に既判力の拡張と第三者の手續保障という三つの観点から検討を加えている。</p> <p>所有権に基づく返還請求によって不動産の明渡しを命じられた被告が当該不動産を第三者に引き渡した場合に既判力が第三者に作用するかという問題について、現在の日本の議論では、当該第三者は返還義務を承継するわけではないという実体法の規律に忠実に既判力の作用を否定する消極説と、勝訴当事者の地位の保護や承継人に対する執行の実効性の確保を理由として、実体法を乗り越えてでも、承継人に既判力を及ぼすべきだとする積極説とが対立する。ここから、本論文は、現在の議論の焦点が、既判力の作用と実体法の規律の関係にあると把握する。第一の観点は、このような問題意識から、物権的請求権の実体法上の性質について日本と共通の理解を有し、原則として当事者に限定される既判力を承継人に拡張する規定を有するドイツ法における議論を参照することで、日本における議論に示唆を得ることを目的とする。</p> <p>この問題意識は、承継が判決確定後に生じた場合を念頭に置いているが、承継は、訴訟係属中に生ずることがあり、判決確定後の承継に関する規律と訴訟係属中の承継に関する規律を関連させて論じられることが多い。特にドイツ法においては、訴訟係属中の承継人にも既判力を拡張する当事者恒定主義が採用されており、訴訟承継主義を採用する日本法以上に両者の関連性は高い。第二の訴訟係属中の承継との関係という問題設定は、承継人に対する既判力の拡張に関するドイツ法の議論を理解するためには訴訟係属中の承継についても検討が必要であるとの認識の下、その限度で訴訟係属中の承継と実体法の規律や既判力の拡張の関係について検討を加えるものである。</p> <p>第三の手續保障の問題とは、承継人に対する既判力の拡張によって承継人が訴訟で争う機会を奪われることから、第三者の手續保障の必要性が問題となり、この問題と既判力の拡張がいかなる関係に立つのかというものである。</p> <p>2. 本論文は、以上の問題意識にもとづいた検討から、次のような示唆を得たとする。</p> <p>訴訟係属中の承継と判決確定後の承継とではそれぞれ既判力拡張の根拠が異なるとする見解は、判決確定後の承継の場合を、実体法上の依存関係に基づく既判力拡張であるとする。この見解によると、上記の承継人が返還義務を承継しない場合が問題となるが、占有の承継人は返還義務も承継するという実体法上の規律を採用することで解決を図っている。他方で、訴訟係属中の承継と判決確定後の承継とで、既判力拡張の根拠及び作用は同様だと解する構成があり得る。この見解は、既存の訴訟の結果の利用という訴訟法的な考慮を既判力拡張の根拠とし、既判力の作用は、当事者と承継人とで法的地位を同視することだと説明することになる。</p> <p>手續保障に関する検討からは、既判力の拡張の問題と第三者の手續保障の問題は区別すべきであり、個別具体的場合に第三者の手續保障が欠けていた場合は、再審の手續によって救済を図るべきだという方向性を得ることができる。</p> <p>3. 日本法について、本論文は、次のとおり、承継人に対して拡張される既判力の作用という観点から整理・分析を試みた上で、自らの考えを示している。</p>			

現在の議論では、積極説と消極説はともに、既判力の作用に関する形式説の発想を前提としている。形式説は、占有や登記を承継したという形式だけで承継人に該当することを肯定する一方で、その作用は、既判力によって確定された権利関係は承継人も争えず、その判断を前提としなければならないというものに尽きるという見解である。ここでは、判決で確定された当事者の法的地位と承継人の法的地位は別個のものであるという前提がある。消極説は、両者の法的地位が先決関係にないならば既判力は作用しないとするのに対し、積極説は同一性の擬制あるいは先決関係の擬制や拡張といった説明をすることで、法的地位の関連性を基礎づけようとする。

以上に対し、本論文は、占有の承継の場合にも承継人に対する既判力の拡張を認める必要がある一方で、形式説的な前提に立つ限り、積極説の説明には問題があると論ずる。そして、ドイツ法の検討で示唆されたもう一つの方向性、すなわち、当事者と承継人の法的地位を同視するという構成によることを提案している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、承継人に拡張される既判力の作用を対象に、主に物権的請求権に基づく給付請求についての確定判決を念頭に置いて、実体法との関係等の観点から日本とドイツの学説を検討し、承継人に既判力が作用することを基礎付ける理論構成を示したものである。

日本において、物権的請求権に基づく給付請求についての確定判決の既判力が口頭弁論終結後の特定承継人に作用するか否かという問題は、従来の多数説であった積極説に対して消極説が物権的請求権の実体法上の性質に基づく有力な反論を提示したことで、近時活発な議論の対象となっており、未だ決着に至っていない。

そのような中、本論文は、ドイツにおける①承継人への既判力の作用と実体法の関係、②訴訟係属中の承継による既判力拡張と判決確定後の承継による既判力拡張との関係、③第三者の手續保障の位置付けという各問題について、主要な学説を取り上げて分析した上、日本での議論に考察を加える。そして、これらを踏まえ、被告側の占有を承継した承継人にも既判力の拡張を認める必要がある一方で、これまでの日本の積極説の説明には問題があるとし、その解決の方向として、当事者と承継人の法的地位を同視するという構成を提案している。このような構成は、請求権の同一性を擬制するという日本の積極説の一部の論者が示す方向をより徹底したものということもできるが、ドイツ法を踏まえて、当事者と承継人の法的地位の同視という構成を自覚的に論じた点に本論文の意義がある。

本論文は、このように、解釈論上の重要問題について、既判力の作用と実体法の関係という観点を示し、ドイツ法上の議論を的確に把握して示唆を得た上で、説得力ある見解を具体的に提示したものである。今後、上記の問題に関する日本の議論において必ず参照されて検討の対象となる一級の論文であって、既判力論の発展に大きく貢献するものといえる。

もっとも、本論文にも、当事者と同視されるべき承継人の範囲を更に詳細に検討する必要があること、本論文の理論構成のみをもって物権的請求権の性質に基づく消極説の批判の全てに解を示したとまではいえないことといった課題が残っている。しかし、これらは、本論文が今後の課題として自覚的に述べているところでもあり、今後の研究の進展により立論を更に精緻化することで解消することが期待できるので、本論文の上記のような価値を損なうものとはいえない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和4年1月31日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。